

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大月市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大月市長

## 公表日

令和4年3月7日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	<p>児童手当法に基づき、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資すること目的として事務を行う。特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。</p> <p>① 受給資格及びその額の認定の請求の受理、審査及び決定に関する事務 ② 手当の額の改定の請求の受理、審査及び決定に関する事務 ③ 未支払の手当の請求の受理、審査及び決定に関する事務 ④ 現況届等の受理、審査及び決定に関する事務</p> <p>マイナポータル「サービス検索・電子申請機能(やまなしくらしねっと電子申請サービス)」での申請及び届出の受領を行う。</p>
③システムの名称	児童手当システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、宛名システム、サービス検索・電子申請機能(やまなしくらしねっと電子申請サービス)
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項および別表第一第56項並びに内閣府・総務省令第5号第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】26.30.87項 【情報照会】74.75項  平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】19.44条 【情報照会】40条.40条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部子育て健康課
②所属長の役職名	子育て健康課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民生活部子育て健康課 401-8601 山梨県大月市大月2-6-20 問い合わせ先電話番号 0554-23-8032
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部子育て健康課 401-8601 山梨県大月市大月2-6-20 問い合わせ先電話番号 0554-23-8032

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年3月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年3月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-5-②所属長	福祉課長 久保田 一正	福祉課長 山口 武彦		
平成30年3月12日	I-1-②事務の概要	児童手当法に基づき、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資すること目的として事務を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ① 受給資格及びその額の認定の請求の受理、審査及び決定に関する事務 ② 手当の額の改定の請求の受理、審査及び決定に関する事務 ③ 未支払の手当の請求の受理、審査及び決定に関する事務 ④ 現況届等の受理、審査及び決定に関する事務	児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資すること目的として事務を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ① 受給資格及びその額の認定の請求の受理、審査及び決定に関する事務 ② 手当の額の改定の請求の受理、審査及び決定に関する事務 ③ 未支払の手当の請求の受理、審査及び決定に関する事務 ④ 現況届等の受理、審査及び決定に関する事務 マイナポータル「サービス検索・電子申請機能(やまなしくらしねっと電子申請サービス)」での申請及び届出の受領を行う。		
平成30年3月12日	I-1-③システムの名称	児童手当システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、宛名システム	児童手当システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、宛名システム、サービス検索・電子申請機能(やまなしくらしねっと電子申請サービス)		
平成30年8月9日	I-4-②所属長の役職名	福祉課長 山口 武彦	福祉課長		
平成30年8月9日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】26.30.87項 【情報照会】74.75項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】19.44条 【情報照会】40条	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】26.30.87項 【情報照会】74.75項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】19.44条 【情報照会】40条.40条の2		
平成30年8月9日	II-1評価対象の事務の対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満		
平成30年8月9日	II-1いつの時点の計数か	平成27年2月28日時点	平成30年5月8日時点		
平成30年8月9日	II-1いつの時点の計数か	平成27年2月28日時点	平成30年5月8日時点		
令和1年6月19日	IVリスク対策		様式変更に伴う追加		
令和2年6月19日	II-1いつの時点の計数か	平成30年5月8日時点	令和2年3月10日時点		
令和2年6月19日	II-1いつの時点の計数か	平成30年5月8日時点	令和2年3月10日時点		
令和3年4月1日	I-5-①部署	市民生活部福祉課	市民生活部子育て健康課		
令和3年4月1日	I-5-②所属長の役職名	福祉課長	子育て健康課長		
令和3年4月1日	I-7請求先	市民生活部福祉課	市民生活部子育て健康課		
令和3年4月1日	I-8連絡先	市民生活部福祉課	市民生活部子育て健康課		
令和4年3月7日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二	番号法第19条第8号 別表第二		